

インボイス制度対応に係る投稿規定の変更について

2023年10月1日よりインボイス制度が導入され、地域漁業学会は非営利団体として免税事業者の扱いとなり、消費税を課税できなくなりました。このことから投稿規定を以下の通り変更しましたのでご案内いたします。

1. 投稿規定の変更

旧：8. 掲載料

掲載が決まった原稿については、報告論文（大会一般報告に関するもの）は掲載料（基本料金）10,000円、その他は掲載料（基本料金）20,000円を徴収する。また、大会シンポジウム及びミニシンポジウムに関する論文、書評・研究会報告など編集委員会が投稿を依頼した原稿は、掲載料を徴収しない。原稿の上限分量を超過した場合、原稿の種類を問わず、投稿者が支払いを負担するオーバーチャージとして1ページあたり10,000円とする。投稿者にはPDFファイルを提供する。抜き刷りの作成はすべて、部数に応じた投稿者の実費支払いとする。

新：8. 掲載料

掲載が決まった原稿については、報告論文（大会一般報告に関するもの）は掲載料（基本料金）**11,000円**、その他は掲載料（基本料金）**22,000円**を徴収する。また、大会シンポジウム及びミニシンポジウムに関する論文、書評・研究会報告など編集委員会が投稿を依頼した原稿は、掲載料を徴収しない。原稿の上限分量を超過した場合、原稿の種類を問わず、投稿者が支払いを負担するオーバーチャージとして1ページあたり**11,000円**とする。投稿者にはPDFファイルを提供する。抜き刷りの作成はすべて、部数に応じた投稿者の実費支払いとする（頁単価**33円**×頁数×部数）。

2. 本件の適用

投稿規定の変更は、2024年4月1日より適用となります。

地域漁業学会事務局